

(内閣委員会)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第九号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民間事業者等は、保存のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

二、民間事業者等は、作成のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本等が法令により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

三、民間事業者等は、縦覧等のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができる。

四、民間事業者等は、交付等のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本等が法令により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

五、地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

六、本法律は、平成十七年四月一日から施行する。